

いつもありがとうございます。分会役員の先生に渡してください。よろしくお願いいたします。

宮城県高等学校教職員組合

元気高教組 情報 FAX版

2019年9月30日(月)

宮城県高等学校・障害児学校教職員組合

TEL:099-994-1995 FAX:099-979-1767

退職手当の計算ミスへの 県教委の対応に強く抗議する

県教委は、退職手当の計算を間違えたとして当該者に追加支給を行う旨の通知を行った。退職者から高教組に問合せがあり、私たちの知るところとなった。間違えた期間は12年間、全員への弁償はしないことが明らかとなり、高教組、宮教組は県教委との交渉を行っていた。

退職手当問題は交渉中の課題

9月24日、県教委は退職手当の追加支給問題で突然に記者会見を行い、2014年度（H26）～2018年度（H30）の当該退職者への追加支給を行うことを発表した。

この退職手当問題は現在私たち教職員組合と県教委との交渉中の課題であり、支給対象、支給額等でまさに話し合い最中の問題である。交渉での結論が出る前に突然追加支給の概要を発表したことは交渉ルールを無視するものである。県教委は24日に記者会見した理由を一日も早く県民に知らせるためとしているが、発覚したのは4月であり、この間にいくらかでも明らかにする機会があったはずである。

県教委の退職手当の計算ミスは12年前から

新聞等でも大きく報道されたように、県教委が退職手当の計算ミスをおかしたのは2007年度～2018年度の12年間。今年4月、県の会計課が誤りに気づき発覚した。計算ミスによる対象者は障害児学校・学級に在職し、退職した教職員。

この間、障害児学校・学級に在職した教職員の調整額（職務の困難度により給料に加算される調整手当）は引き下げられ、退職手当の計算は、最後の給与と障害児学校在職中の給与を比較し、高い方の給与を元に計算することが条例化されていた。県教委はこの条例があることを忘れ支給をし続けていた。

時効はありえない、全員に追加支給をすべき

私たち教職員組合はこの計算ミスにより、少なく支給されたすべての教員に対し不足分の追加支給を求めた。しかし県教委は時効制度を盾に2014年度～2018年度の5年間のみ追加支給（約700人、3億7000万円）を主張し続けている。

県教委は労働基準法と地方自治法を根拠に退職手当の請求権の時効を5年間としている。時効の起算点（時効のスタート）を退職金を支払った時点としている。

高教組では顧問弁護士のアドバイスを受けて、退職金の追加支給の分は損害請求にあたり、時効は請求できることを知った時点がスタート（時効の起算点）で、かつ5年で消滅するという認識に立っている。請求できることを知った人は、全員請求権を行使できることになる。また、遅延損害金（年利5%）が発生する。

今後、私たち高教組は宮教組とともに、福利課の「5年切り」を撤回させ、対象者全員に追加支給することを求めて粘り強く交渉する方針です。